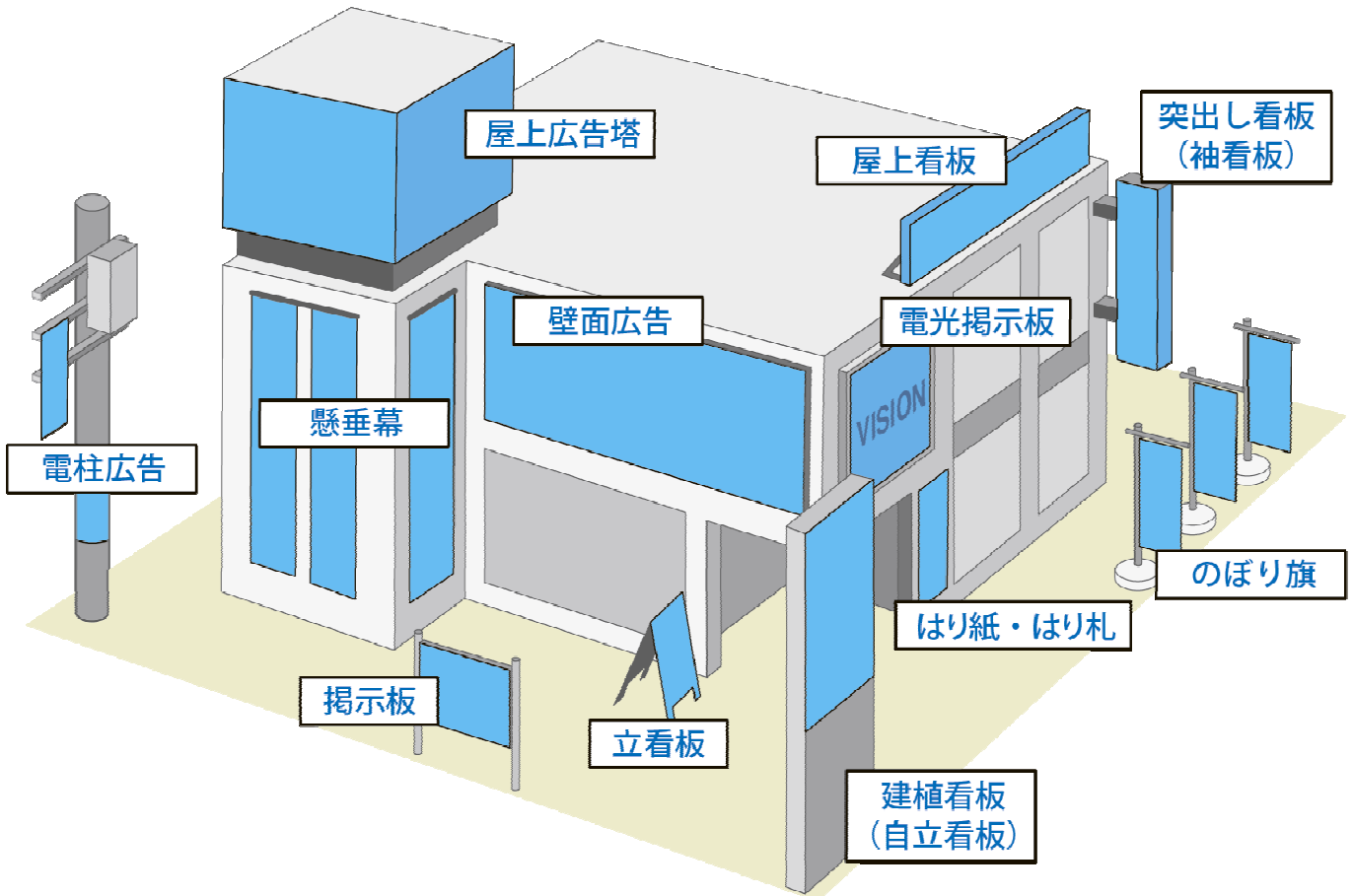


屋外広告物許可申請・屋外広告物安全点検の対象となるもの

【屋外広告物の例】

下図のような看板等が屋外広告物許可申請の対象となります。



▼屋外広告物の許可期間と点検の要否

種類	別称・類型	※許可期間(例)	※安全点検の対象となる基準(例)
屋上広告塔	塔屋看板	2年～3年	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが4mを超えるもの ・地上から上端までの高さが4mを超えるもの ・表示面積が10㎡超 など
屋上看板		2年～3年	
突出し看板	袖看板	2年～3年	
壁面広告	(壁に直接塗り貼りするものは除く)	2年～3年	
電光掲示板		2年～3年	
建植看板	自立看板、ポール看板	2年～3年	<ul style="list-style-type: none"> ・他人に危害を与えるおそれ又は他の物件を損傷するおそれのないものは点検の対象外 ・但し管理者責任は発生する
掲示板	小型広告板	1年	
電柱広告	街路灯柱(利用)広告	1年	
懸垂幕	広告幕、横断幕	1ヶ月	
立看板	置看板、スタンド看板	1ヶ月	
のぼり旗	広告旗	1ヶ月	
はり紙・はり札		1ヶ月	

※屋外広告物の許可期間や安全点検の対象かどうかは、許可権者(自治体)によって異なります。

※屋外広告物安全点検の詳細や要否につきましては、看板を設置している自治体にご確認ください。



【業務の資格者】

屋外広告物許可申請	設置者自身 行政書士または特定行政書士	行政書士以外では 申請代行できない
屋外広告物安全点検	屋外広告士 建築士（一級・二級） 電気工事士（第一種、第二種） 電気主任技術者（第一種・第二種・第三種） 屋外広告物点検技能講習修了者	点検を行える資格 はいくつかあるが 屋外広告業に営む ため必要な業務主 任者にもなれるの は屋外広告士のみ



【屋外広告物安全点検について】

<義務化の背景>

2015年に札幌市で発生した看板落下による人身事故を契機に、法令の改正や規制の強化が進み、都道府県に限らず、政令指定都市や特例市など**多くの自治体において義務化が進んでいます**。また継続申請の際、安全点検を行うことは法的義務となりましたが、屋外広告物はその構造ゆえ**天候や災害など環境変化の影響を受けやすくなっています**。屋外広告物の管理責任は、広告主や所有者が負わされます。重大な事故を未然に防ぐためにも、**管理者自ら行う日常点検や、地震・落雷等あった際に行う臨時点検の実施が推奨されています**。

<日常点検項目> ※参考例です。項目は看板ごとに専門家にご相談されることをお勧めいたします。

(主に) 建植看板	看板が傾いていませんか（ポールにゆがみ、ビスのはずれ）
(主に) 突出し看板	看板は建物の壁から垂直についていますか（ブラケットにすきま）
共通	支柱の根本や建物との結合部にサビが出ていませんか
共通	看板面にヒビがあったり、外れそうになっていませんか
共通	看板面を照らす照明が傾いたり外れそうになっていませんか
共通	照明の不点灯などはありますか
共通	看板面以外の部材が欠落していませんか

【罰則例】

- 落下や倒壊の恐れのある広告物等の管理義務を怠ると、**30万円以下の罰金**（東京都）
- 変更又は継続の許可を受けずに広告物を掲出している場合、**30万円以下の罰金**（札幌市）
- 許可期間が満了後、遅滞なく広告物等を除却しない場合、**30万円以下の罰金**（鳥取県）

などがあります。

本資料の出典元

- ◎国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/>
- ◎東京都都市整備局HP <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/>
- ◎札幌市HP <https://www.city.sapporo.jp/>
- ◎鳥取県HP <https://www.pref.tottori.lg.jp/>

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

施設本部 建設事業部 施設建設部 法定管理グループ

URL：<https://houtei.dh-realty.jp>

TEL：03-5214-2942（平日13:00～17:00）